

消 防 予 第 59 号
令 和 8 年 3 月 6 日

各 都 道 府 県 知 事 } 殿
各 指 定 都 市 市 長 }

消 防 庁 次 長
(公 印 省 略)

消防法施行規則の一部を改正する省令等の公布等について

消防法施行規則の一部を改正する省令（令和8年総務省令第23号。以下「改正省令」という。）、駐車のために供される部分に設ける泡消火設備のうち、当該部分における火災の拡大を初期に抑制することができるものの性能等を定める件（令和8年消防庁告示第2号。以下「新告示」という。）、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（令和8年消防庁告示第3号。以下「改正告示3号」という。）、消防用設備等試験結果報告書の様式の一部を改正する件（令和8年消防庁告示第4号。以下「改正告示4号」という。）及び消防法施行規則第四十四条の二第二項第二号及び別記様式第九号備考三の規定に基づく自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものであることを確認した試験結果に係る様式並びに試験の方法及び試験に使用した設備に関する事項の一部を改正する件（令和8年消防庁告示第5号。以下「改正告示5号」という。）が令和8年3月6日に公布されました。

今回の改正は、駐車のために供される部分に設ける泡消火設備のうち、当該部分における火災の拡大を初期に抑制することができるものとして、一定の性能を有するものにあつては、性能に応じた放射量とすることができるようにするため、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）について所要の規定の整備を行うとともに、その細目を新たに消防庁告示で規定するほか、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式等について、所要の改正を行うものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を

処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 改正省令に関する事項

駐車の用に供される部分に設ける泡消火設備について、当該部分における火災の拡大を初期に抑制することができるものとして、消防庁長官が定める性能を有するものについては、放射量を消防庁長官が定める数量の割合で計算した量とすることができるよう規定の整備を行う。(規則第 18 条関係)

第二 新告示に関する事項

第一の規則の改正に伴い、駐車の用に供される部分に設ける泡消火設備のうち、当該部分における火災の拡大を初期に抑制することができるものの性能及び放射する泡水溶液の数量の割合の基準について、新たに消防庁告示で規定する。

第三 改正告示 3 号に関する事項

- 1 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件(昭和 50 年消防庁告示第 14 号。以下「点検告示」という。)に定める泡消火設備及び特定駐車場用泡消火設備の点検票について規定の整備を行う。(点検告示別記様式第 5 及び第 36 関係)
- 2 動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令(昭和 61 年自治省令第 24 号。以下「動力消防ポンプ規格省令」という。)において、内燃機関を原動力に用いるものに加えて、電動機(モーター)を原動力に用いるもの(内燃機関及び電動機を併せて用いるものを含む。)が規定されたことを踏まえ、動力消防ポンプ設備の点検の基準及び点検票について規定の整備を行う。(点検告示別表第 10 及び別記様式第 10 関係)

第四 改正告示 4 号に関する事項

消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件(平成元年消防庁告示第 4 号。以下「試験告示」という。)に定める泡消火設備及び特定駐車場用泡消火設備の試験結果報告書の様式について規定の整備を行う。(試験告示別記様式第 5 及び第 38 関係)

第五 改正告示 5 号に関する事項

動力消防ポンプ規格省令において、内燃機関を原動力に用いるものに加えて、電動機（モーター）を原動力に用いるもの（内燃機関及び電動機を併せて用いるものを含む。）が規定されたことを踏まえ、消防法施行規則第四十四条の二第二項第二号及び別記様式第九号備考三の規定に基づく自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものであることを確認した試験結果に係る様式並びに試験の方法及び試験に使用した設備に関する事項を定める件（平成26年消防庁告示第9号。以下「自主表示告示」という。）で定める様式について規定の整備を行う。（自主表示告示様式1関係）

第六 施行期日に関する事項

公布の日から施行することとしたこと（改正省令附則、新告示附則、改正告示3号附則、改正告示4号附則、改正告示5号附則関係）。

消防法施行規則の一部を改正する省令等について

消防庁予防課

1. 改正概要

駐車場に設置される泡消火設備は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）において製造及び輸入を原則禁止にする等の規制が課されている PFOS 等を含有する泡消火薬剤（水成膜泡消火薬剤）の主な設置先となっており、必要な消火性能を確保しつつ、PFOS 等を含有しない他の泡消火薬剤への切り替えを行っていく必要がある。

本改正においては、「環境に配慮した消火設備の設置基準に関する検討結果報告書」（令和 7 年 5 月）を踏まえ、駐車場の用に供される部分に設ける泡消火設備のうち、当該部分における火災の拡大を初期に抑制することができるものとして、一定の性能を有するものにあっては、性能に応じた放射量とすることができるようにするため、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）について所要の規定の整備を行うとともに、その細目を新たに消防庁告示で規定することとする。

その他、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式等について、所要の改正を行う。

2. 改正内容

第一 消防法施行規則の一部を改正する省令

駐車場の用に供される部分に設ける泡消火設備について、当該部分における火災の拡大を初期に抑制することができるものとして、消防庁長官が定める性能を有するものについては、放射量を消防庁長官が定める数量の割合で計算した量とすることができるよう規定の整備を行う。【規則第 18 条関係】

第二 駐車場の用に供される部分に設ける泡消火設備のうち、当該部分における火災の拡大を初期に抑制することができるものの性能等を定める件

第一の規則の改正に伴い、駐車場の用に供される部分に設ける泡消火設備のうち、当該部分における火災の拡大を初期に抑制することができるものの性能及び放射する泡水溶液の数量の割合の基準について、新たに消防庁告示で規定する。

第三 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件

- (1) 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和 50 年消防庁告示第 14 号。以下「点検告示」という。）に定める泡消火設備及び特定駐車場用泡消火設備の点検票について規定の整備を行う。【点検告示別記様式第 5 及び第 36 関係】
- (2) 動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和 61 年自治省令第 24 号。以下「動力消防ポンプ規格省令」という。）において、内燃機関を原動力に用いるものに加えて、電動機（モーター）を原動力に用いるもの（内燃機関及び電動機を併せて用いるものを含む。）が規定されたことを踏まえ、動力消防ポンプ設備の点検の基準及び点検票について規定の整備を行う。【点検告示別表第 10 及び別記様式第 10 関係】

第四 消防用設備等試験結果報告書の様式の一部を改正する件

消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件（平成元年消防庁告示第 4 号。以下「試験告示」という。）に定める泡消火設備及び特定駐車場用泡消火設備の試験結果報告書の様式について規定の整備を行う。【試験告示別記様式第 5 及び第 38 関係】

第五 消防法施行規則第四十四条の二第二項第二号及び別記様式第九号備考三の規定に基づく自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものであることを確認した試験結果に係る様式並びに試験の方法及び試験に使用した設備に関する事項の一部を改正する件

動力消防ポンプ規格省令において、内燃機関を原動力に用いるものに加えて、電動機（モーター）を原動力に用いるもの（内燃機関及び電動機を併せて用いるものを含む。）が規定されたことを踏まえ、消防法施行規則第四十四条の二第二項第二号及び別記様式第九号備考三の規定に基づく自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものであることを確認した試験結果に係る様式並びに試験の方法及び試験に使用した設備に関する事項を定める件（平成 26 年消防庁告示第 9 号。以下「自主表示告示」という。）で定める様式について規定の整備を行う。【自主表示告示様式 1 関係】

3. 施行期日
公布の日

4. 経過措置
なし

○総務省令第二十三号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第十五条第一号の規定に基づき、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月六日

総務大臣 林 芳正

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(泡消火設備に関する基準)</p> <p>第十八条 固定式の泡消火設備の泡放出口は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 泡ヘッドは、令別表第一(十三) 項口に掲げる防火対象物又は防火対象物の屋上部分で、回転翼航空機若しくは垂直離着陸航空機の発着の用に供されるものにあつてはフォーム・ウオーター・スプリンクラーヘッドを、道路の用に供される部分、自動車の修理若しくは整備の用に供される部分又は駐車場の用に供される部分にあつてはフォームヘッドを、指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う防火対象物又はその部分にあつてはフォーム・ウオーター・スプリンクラーヘッド又はフォームヘッドを、次に定めるところにより設けること。</p> <p>〔イ・ロ 略〕</p> <p>ハ フォームヘッドの放射量は、次の表の上欄及び中欄に掲げる防火対象物又はその部分の区分及び泡消火薬剤の種別に応じ、同表下欄に掲げる数量の割合で計算した量の泡水溶液を放射することができるように設けること。ただし、駐車場の用に供される部分に設ける泡消火設備のうち、当該部分における火災の拡大を初期に抑制することができるものとして消防庁長官が定める性能を有するものについては、当該泡消火設備に設けるフォームヘッドの同表下欄に掲げる泡消火薬剤に係る放射量を、同表下欄に掲げる数量の割合で計算した量によらず、消防庁長官が定める数量の割合で計算した量を放射することができるように設けることをもつて足りる。</p> <p>〔表 略〕</p> <p>〔三 略〕</p> <p>〔2〕4 略</p>	<p>(泡消火設備に関する基準)</p> <p>第十八条 「同上」</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>〔二 同上〕</p> <p>〔イ・ロ 同上〕</p> <p>ハ フォームヘッドの放射量は、次の表の上欄及び中欄に掲げる防火対象物又はその部分の区分及び泡消火薬剤の種別に応じ、同表下欄に掲げる数量の割合で計算した量の泡水溶液を放射することができるように設けること。</p> <p>〔表 同上〕</p> <p>〔三 同上〕</p> <p>〔2〕4 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○消防庁告示第二号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十八条第一項第二号ただし書の規定に基づき、駐車のに供される部分に設ける泡消火設備のうち、当該部分における火災の拡大を初期に抑制することができるものの性能等を次のとおり定める。

令和八年三月六日

消防庁長官 大沢 博

第一 趣旨

この告示は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第十八条第一項第二号ただし書の規定に基づき、駐車のに供される部分に設ける泡消火設備のうち、当該部分における火災の拡大を初期に抑制することができるものの性能及び放射する泡水溶液の数量の割合の基準を定めるものとする。

第二 駐車のに供される部分に設ける泡消火設備のうち、当該部分における火災の拡大を初期に抑制することができるものの性能

規則第十八条第一項第二号ただし書の消防庁長官が定める性能は、次の第一号から第三号までに掲げる試験方法により第四号の基準に適合する性能とする。

一 フォームヘッド

別図第一に示すように配置し、取付け高さの上限の高さに設置すること。

二 泡放射

泡水溶液の濃度を下限濃度、放射圧力（別図第二に示す整流筒で測定した放射時における静圧をいう。）を最低圧力（設計圧力の下限値をいう。）とし、放射する泡水溶液の数量の割合を設計上の泡水溶液の床面積一平方メートル当たりの放射量の下限值（三・七リットル毎分以上に限る。第三において同じ。）とすること。

三 火災模型

別図第一に示すように配置した縦一・〇メートル、横二・〇メートル、深さ〇・二メートルの長方形の鋼板製燃焼火皿に水を六十リットル入れ、その上に自動車用ガソリン又はノルマルヘプタンを六十リットル入れた火災模型とすること。

四 消火

前号に示す模型に点火して予燃焼時間一分を経過した後、放射を開始して一分三十秒以内に消火すること。

第三 放射する泡水溶液の数量の割合

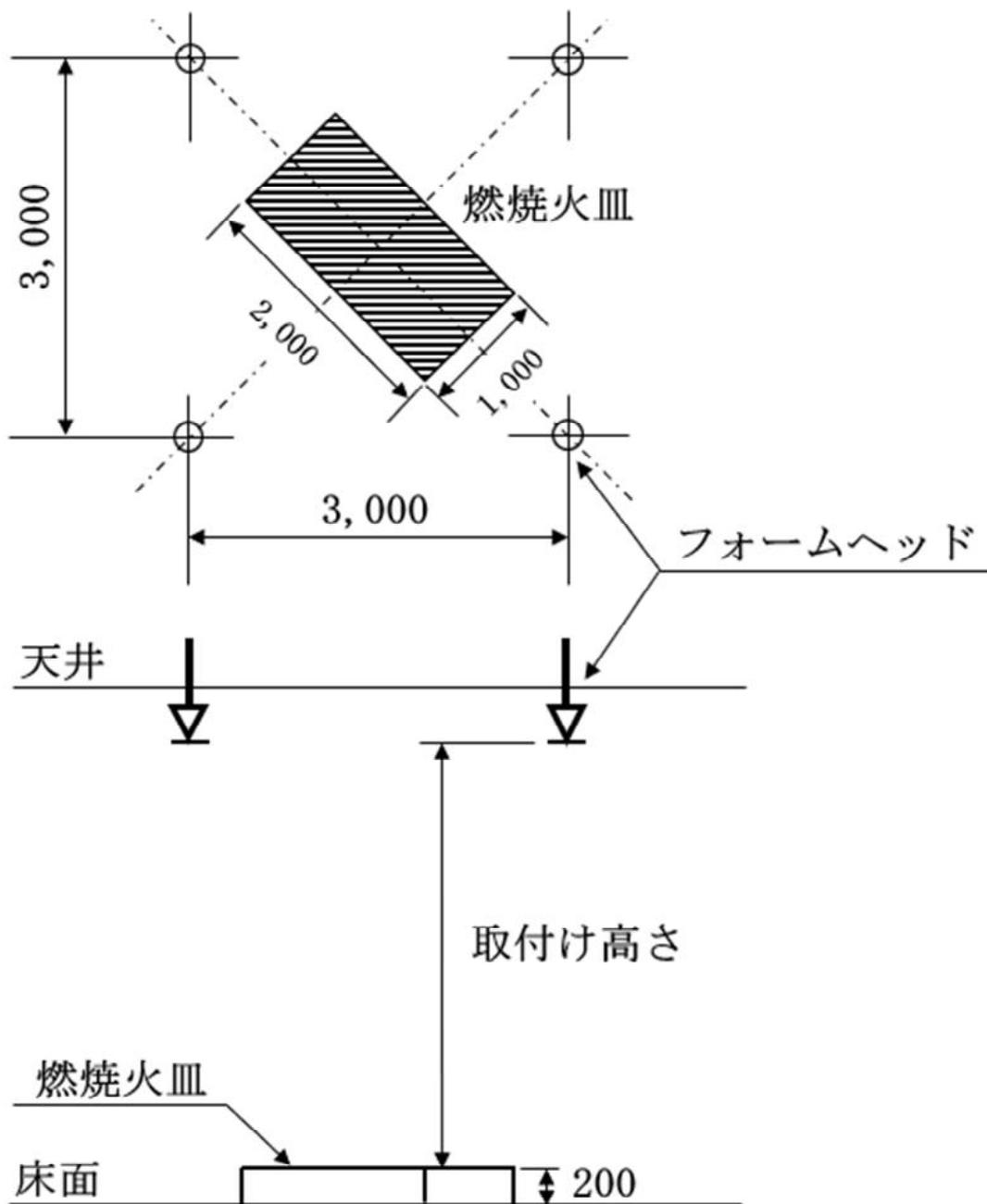
規則第十八条第一項第二号ハただし書の消防庁長官が定める数量の割合は、第二に定める試験方法により必要とされる消火性能を有することが確認された泡消火設備の設計上の泡水溶液の一平方

メートル当たりの放射量の下限値以上とすること（第二に定める試験方法により当該泡消火設備が必要とされる消火性能を有することを確認した試験において使用した泡水溶液と同一のものを放射する場合に限る。）。

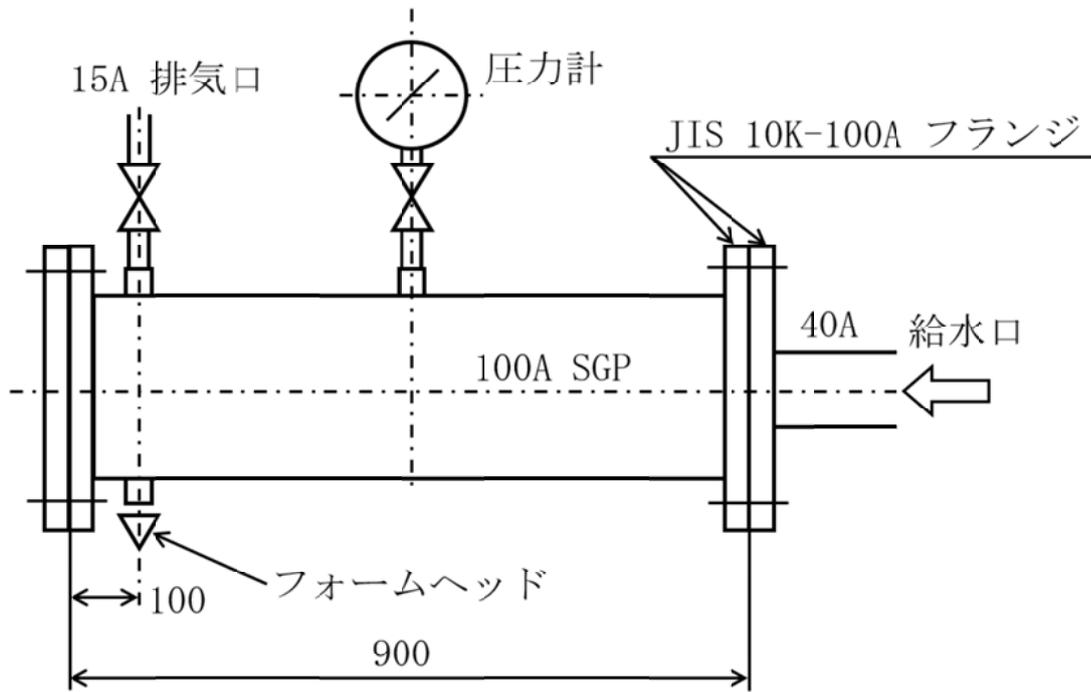
附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別図第一 消火試験（第二第一号及び第三号関係）
（単位 ミリメートル）



別図第二 整流筒（第二第二号関係）
（単位 ミリメートル）



○消防庁告示第三号

平成十六年消防庁告示第九号（消防法施行規則第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に依じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式）第二及び第四の規定に基づき、昭和五十年消防庁告示第十四号（消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式）の一部を次のように改正する。

令和八年三月六日

消防庁長官 大沢 博

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>別表第 10 動力消防ポンプ設備の点検の基準</p> <p>1 機器点検 次の事項について確認すること。 〔(1)～(3) 略〕 (4) 内燃機関 〔ア～カ 略〕 キ 吸排気装置 変形、損傷等がなく、機能が正常であること。</p> <p><u>(5) 電動機</u> ア (4)エ及びカに準じた事項に適合していること。 イ 動力伝達装置の機能が正常であること。 ウ 電動機駆動用蓄電池の充電の残量が指示計に表示されること。</p> <p><u>(6) ポンプ</u> 〔ア～エ 略〕</p> <p><u>(7) 車台装置及び搬送装置</u> (消防ポンプ自動車を除く。) 変形、損傷、締付部の緩み等がないこと。</p> <p><u>(8) 積載器具</u> 〔ア～オ 略〕 〔2 略〕</p>	<p>別表第 10 〔同左〕</p> <p>1 機器点検 〔同左〕 〔(1)～(3) 同左〕 (4) 内燃機関 〔ア～カ 同左〕 キ 給排気装置 〔同左〕 〔新設〕</p> <p><u>(5) ポンプ</u> 〔ア～エ 同左〕</p> <p><u>(6) 車台装置及び搬送装置</u> (消防ポンプ自動車を除く。) 〔同左〕</p> <p><u>(7) 積載器具</u> 〔ア～オ 同左〕 〔2 同左〕</p>

別記様式第5 泡消火設備（その3）

泡貯蔵槽等	消火薬剤貯蔵槽								
	消火薬剤（型式番号）	L							
泡消火薬剤	圧力計	MPa							
	バルブ類								
混合装置等	外形								
	薬剤混合装置								
泡消火薬剤	加圧送液装置								
	外形								
泡放出口	泡放出口								
	未警戒部分								
流水検知装置	バルブ本体等	MPa							
	リターデーションチャムバー								
音響警報装置・表示装置	圧力スイッチ	設定圧力 MPa 作動圧力 MPa							
	音響警報装置・表示装置								
一斉開放弁（電磁弁を含む。）									
防護区画（高発泡を用いる設備に限る。）	区画変更等								
	開口部の自動閉鎖装置								
非常停止装置（高発泡を用いる設備に限る。）									
泡放射用器具格納箱等	周囲の状況								
	泡放射用器具格納箱	外形							
ホース・ノズル	外形								
	ホースの耐圧性能	ホース m×ノズル径 mm							
ホース接続口	開弁								
	閉弁								
表示灯	開弁								
	閉弁								
備考									
1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。									
2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。									
3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。									
4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。									
5 措置内容欄には、点検の緊措置した内容を記入すること。									

別記様式第5 [同左]

泡貯蔵槽等	消火薬剤貯蔵槽								
	消火薬剤	L							
泡消火薬剤	圧力計	MPa							
	バルブ類								
混合装置等	外形								
	薬剤混合装置								
泡消火薬剤	加圧送液装置								
	外形								
泡放出口	泡放出口								
	未警戒部分								
流水検知装置	バルブ本体等	MPa							
	リターデーションチャムバー								
音響警報装置・表示装置	圧力スイッチ	設定圧力 MPa 作動圧力 MPa							
	音響警報装置・表示装置								
一斉開放弁（電磁弁を含む。）									
防護区画（高発泡を用いる設備に限る。）	区画変更等								
	開口部の自動閉鎖装置								
非常停止装置（高発泡を用いる設備に限る。）									
泡放射用器具格納箱等	周囲の状況								
	泡放射用器具格納箱	外形							
ホース・ノズル	外形								
	ホースの耐圧性能	ホース m×ノズル径 mm							
ホース接続口	開弁								
	閉弁								
表示灯	開弁								
	閉弁								
備考									
1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。									
2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。									
3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。									
4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。									
5 措置内容欄には、点検の緊措置した内容を記入すること。									

総合点検										
固定式の泡消火設備	ポンプ方式	加圧送水装置								
		表示・警報等								
	電動機性能等	電動機の運転電流	A							
		運転状況								
	一斉開放弁	低発泡を用いるもの								
		高発泡を用いるもの								
	減圧のための措置	減圧のための措置								
		表示・警報等								
	高架水槽方式等	一斉開放弁								
		低発泡を用いるもの								
移動式の泡消火設備	ポンプ方式	加圧送水装置								
		表示・警報等	A							
電動機性能等	電動機の運転電流									
	運転状況									
減圧のための措置	減圧のための措置									
	表示・警報等									
高方架式水槽	発泡倍率等									
	表示・警報等									
減圧のための措置	減圧のための措置									
備考										
測定機器	機器名	型式	校正年月日	製造者名	機器名	型式	校正年月日	製造者名		

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
 - 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
 - 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
 - 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

総合点検										
固定式の泡消火設備	ポンプ方式	加圧送水装置								
		表示・警報等								
	電動機性能等	電動機の運転電流	A							
		運転状況								
	一斉開放弁	低発泡を用いるもの								
		高発泡を用いるもの								
	減圧のための措置	減圧のための措置								
		表示・警報等								
	高架水槽方式等	一斉開放弁								
		低発泡を用いるもの								
移動式の泡消火設備	ポンプ方式	加圧送水装置								
		表示・警報等	A							
電動機性能等	電動機の運転電流									
	運転状況									
減圧のための措置	減圧のための措置									
	表示・警報等									
高方架式水槽	発泡倍率等									
	表示・警報等									
減圧のための措置	減圧のための措置									
備考										
測定機器	機器名	型式	校正年月日	製造者名	機器名	型式	校正年月日	製造者名		

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
 - 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
 - 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
 - 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○消防庁告示第四号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の三第五項の規定に基づき、平成元年消防庁告示第四号（消防用設備等試験結果報告書の様式）の一部を次のように改正する。

令和八年三月六日

消防庁長官 大沢 博

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

別記様式第 38 特定駐車場用泡消火設備 ④

試験項目		種別・容量等の内容	結果
自動警報装置	音響警報装置	—	
	火災表示装置	—	
減圧	設置場所	有 ・ 無	
	泡消火薬剤の適正貯蔵量	L	
	圧力計の指示	MPa	
	設置場所	—	
	混合方法	—	
構造・性能	—		
別種 (型式番号)	(泡幕 ～ 号)		
性能	希釈容量濃度	%	
設置場所	—		
設置場所	—		
周囲の状況・操作性	—		
設置状況	—		
構造・性能	—		
機作部	—		
予備部品等	—		

別記様式第 38 [同左]

試験項目		種別・容量等の内容	結果
自動警報装置	音響警報装置	—	
	火災表示装置	—	
減圧	設置場所	有 ・ 無	
	泡消火薬剤の適正貯蔵量	L	
	圧力計の指示	MPa	
	設置場所	—	
	混合方法	—	
構造・性能	—		
別種 (型式番号)	(泡幕 ～ 号)		
性能	希釈容量濃度	%	
設置場所	—		
設置場所	—		
周囲の状況・操作性	—		
設置状況	—		
構造・性能	—		
機作部	—		
予備部品等	—		

備考 表中の「」の記載は注記しめる。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○消防庁告示第五号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四十四条の二第二項第二号及び別記様式第九号備考三の規定に基づき、平成二十六年消防庁告示第九号（消防法施行規則第四十四条の二第二項第二号及び別記様式第九号備考三の規定に基づく自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものであることを確認した試験結果に係る様式並びに試験の方法及び試験に使用した設備に関する事項）の一部を次のように改正する。

令和八年三月六日

消防庁長官 大沢 博

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。